

鳥取県告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

高路第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱21号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱21号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市高路字宮向1514	1号
鳥取市高路字宮向883	2号、3号及び4号
鳥取市高路字滝ノ元881	5号及び6号
鳥取市高路字滝ノ元879-2	7号
鳥取市高路字滝ノ元877	8号
鳥取市高路字滝ノ元875	9号
鳥取市高路字滝ノ元274-2地先道路	10号
鳥取市高路字滝ノ元277	11号
鳥取市高路字滝ノ元281-3地先道路	12号
鳥取市高路字滝ノ元284-3	13号
鳥取市高路字滝ノ元294	14号
鳥取市高路字滝ノ元287-1	15号
鳥取市高路字滝ノ元297-2地先道路	16号
鳥取市高路字村中下分ノ式443-4	17号
鳥取市高路字村中下分ノ式442	18号
鳥取市高路字宮向303-6	19号
鳥取市高路字宮向304-4地先道路	20号
鳥取市高路字宮向311	21号